

JR 高田駅東側広場の使用に係る運用マニュアル

○使用許可申請の受付期間について

JR 高田駅東側広場の使用については、広場使用許可と目的外使用許可があるが、使用許可申請の受付ルールについては、JR 高田駅東側広場管理条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第3条第2項の規定を採用します。

申請の受付期間は、JR 高田駅東側広場を使用しようとする日（以下、「使用希望日」という。）の3ヶ月前から14日前までとし、受付時間は、9時から17時までとしています。土・日・祝日等の閉庁日の場合は、翌開庁日とします。

14日前までとしているのは、申請受付後の必要な審査期間を想定しています。

【JR 高田駅東側広場管理条例施行規則より抜粋】

第3条 条例第4条第1項の規定によりJR 高田駅東側広場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、JR 高田駅東側広場使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用内容の詳細が記載された事業計画書等
- (2) 使用する範囲及び付近の見取図
- (3) 団体が申請する場合にあっては、当該団体の規約その他これに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、JR 高田駅東側広場を使用しようとする日の3月前から14日前までとし、受付時間は、午前9時から14日前の午後5時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、JR 高田駅東側広場の使用を許可したときは、JR 高田駅東側広場使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により、当該広場の使用を許可しないときは、JR 高田駅東側広場使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた使用に際し、許可書を携帯するとともに、市長の指定する者（以下「係員」という。）の請求があったときは、これを提示しなければならない。

○仮予約と本予約について

仮予約は、使用希望日の1年前から仮予約をすることができます。都市計画課へメールまたは電話にて、「使用希望日、使用場所、使用目的、使用者氏名、連絡先（電話番号）」を申出することで仮予約をすることができます。

仮予約の状態、使用希望日の3ヶ月前の日の17時になり、使用希望日の仮予約が重ならない場合は、本予約の状態となり、使用許可申請受付の優先順位1位となります。

⇒ただし、仮予約の状態が重なった場合は抽選となります。※別紙「抽選参加について」

本予約の状態となるための特段の手続きの必要はありませんが、3ヶ月前から14日前までが使用許可申請の受付が可能な期間になっていますので、本予約の状態となれば、速やかに使用許可申請書及び必要書類の提出をお願いします。なお、申請が14日前を過ぎると、本予約は取消しとなりますので、ご注意ください。※申請とは、施行規則第3条第1項の行為をいう。

使用希望日の3ヶ月前の日の17時を過ぎてから14日前までに仮予約され、仮予約された日の17時までに使用希望日が重なっていないことが確認された場合は、本予約の状態となります。

なお、土日など連続する複数の使用希望日を仮予約している場合でも、3ヶ月前の日の17時を過ぎたタイミングで、1日ずつ本予約の状態となるため連続しての使用ができない可能性もありますので、ご注意ください。

仮予約・・・①使用希望日の1年前から3ヶ月前の日の17時までの予約状態をいう。使用希望日が同じ日である希望者が2名以上あった場合は、抽選により優先順位が決定されるまでの予約状態をいう。

②使用希望日の3ヶ月前の日の翌日から14日前の17時までの予約において、使用希望日と申出された日がともに同じ日として、希望者が2名以上あった場合は、当該抽選により決定されるまでの予約状態をいう。

本予約・・・①使用希望日の3ヶ月前から14日前において、申出の日の17時までに仮予約が重なっていないことが確認された場合の予約状態をいう。

②抽選が行われた場合、抽選により優先順位1位に決定となった予約状態をいう。

○イベント等の目的にかかる使用時間について

過去にJR高田駅前広場周辺で開催されていた大露店市が中止となった理由のひとつとして騒音問題があったことを踏まえ、駅前広場周辺の生活環境の保全と利用者の安全を図るために、使用時間を8時00分から18時00分までの範囲とします。なお、使用時間には、搬入・準備/設営・片付け・撤収・清掃の時間も含まれていますので、上記にご理解のうえ、時間内の使用となるようご計画ください。

また、使用するイベント等に伴い発生するゴミについては、使用される場所に限らず周辺一体の環境に配慮いただき、イベント終了後には清掃を行ってください。

○公益上等の利用について

市のイベント等の開催など、公益上等の理由により駅前広場の使用に支障が生じた場合は、許可後においても許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の許可の条件を変更する場合があります。また、頻回な変更やキャンセル等が続く場合には、予約が行えなくなる場合があります。

○飲食物等の販売を伴うイベント等の目的による申請書類について

・JR高田駅東側広場使用許可申請書（様式第1号）

<添付書類>

- ① 使用内容の詳細が記載された事業計画書
- ② 使用する範囲及び付近の見取図
- ③ 団体が申請する場合は、当該団体の規約その他これに類する書類
- ④ 誘導員配置図（※不特定多数の人が参集することが予想されるため）
- ⑤ 運営体制図
- ⑥ 店舗配置図
- ⑦ 反社会的勢力でないことの表明及び確約書
- ⑧ 出店者ごとの食品営業許可証の写し、又は食品営業類似行為等実施計画報告書（中和保健所）
- ⑨ 消防に関する届出受理の写し（高田消防署）
- ⑩ バス停留所移動に関する書類（奈良交通(株)、市まち振興課）※北側ロータリーの全域を使用する場合
- ⑪ その他必要書類（※審査内容等により必要があれば本市より指定いたします。）

※上記使用の場合による使用料について（施行規則により使用料を定めています。）

1. 北側（ロータリー周囲含む） : 1,733 m²×15 円/日=25,995 円/日
 北側（ロータリー周囲含まない）: 880 m²×15 円/日=13,200 円/日
2. 南側 : 850 m²×15 円/日=12,750 円/日

※使用料については、1日単位とし、時間単位での使用料の計算は行っていません。

抽選参加について

仮予約の状態が重なった場合の抽選について、①使用希望日の1年前から3ヶ月前の日の17時までの予約で使用希望日と同じ日である希望者が2名以上あった場合、または②使用希望日の3ヶ月前の日の翌日から14日前の17時までの予約において、使用希望日と申出された日（閉庁日の場合は、翌開庁日）がともに同じ日として、希望者が2名以上あった場合には、使用許可申請受付の優先順位を決める抽選をいたします。

抽選となった場合は、翌日（閉庁日の場合は、翌開庁日）17時までに希望者全員の申込連絡先（電話番号）に抽選の旨（抽選日や申請書類等）を連絡させていただきます。17時までに連絡がつかない・折り返しの連絡がない場合は、仮予約キャンセルとして取扱いますので、十分ご注意ください。

抽選日当日は、こちらが指定する申請書類（※使用目的や抽選日により指定する書類が異なる場合があります）を提出のうえ、市役所において使用許可申請受付の優先順位を決める抽選を行います。提出された申請書類に不備・不足がある場合は抽選に参加できませんので、書類作成に不安がある場合は、抽選日までに事前に本課へ確認いただくようお願いします。

抽選の結果、優先順位が1位となった方から、規定に従い、速やかに使用許可申請を行い、審査となりますが、優先順位1位の方が辞退又は不許可となった場合には、次の順位の方に使用許可申請受付の案内を行います。以降、許可となるまで同様の案内を繰り返します。

抽選日は、仮予約の状態が重なった日から概ね1ヶ月を目途に実施しますが、仮予約の状態が重なった日が、使用希望日に近い場合は、速やかに抽選を行う場合があります。

<抽選参加における留意事項>

抽選に参加される方は、以下の点に留意してください。

- (1) 抽選結果の疑義につきましては、一切受け付けしません。
- (2) 決定した利用目的につきましては、変更はできません。変更される場合は、キャンセル扱いとし、抽選の次の順位の方に許可申請受付の案内を行います
- (3) 抽選に参加できるのは、希望日1日につき1団体(個人含む)1目的での申し込みが可能です。同一目的で複数の申し込みはできません。
- (4) 使用者は使用する権利を他の者に譲渡または転貸することはできません。
- (5) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けた時は、使用許可を取り消す場合があります。
- (6) 抽選の結果、優先順位が1位となった方は、使用許可申請の受付を行います。
- (7) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収・清掃の時間も含まれています。時間内の使用となるようご計画ください。
- (8) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
 - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - ・施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
 - ・管理運営上支障があると認めるとき。

【問い合わせ先】

大和高田市 環境建設部 都市計画課

都市計画グループ(計画担当)

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

T E L : 0 7 4 5 - 2 2 - 1 1 0 1 (内線 3762)

F A X : 0 7 4 5 - 5 2 - 2 8 0 1

M A I L : tokei@city.yamatotakada.nara.jp